

倉吉市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第 5 号

倉吉市手数料条例の一部を改正する条例

倉吉市手数料条例（平成12年倉吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 2（第 2 条関係）				別表第 2（第 2 条関係）			
	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額		手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項（法第87条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認の申請又は法第18条第 2 項（法第87条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査	建築物確認申請及び計画通知手数料	確認申請又は計画通知 1 件につき 30㎡以内のもの <u>9,000円</u> <u>（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第 6 項の適合性判定通知書又はその写しの提出がない場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合に</u>	1	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項（法第87条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認の申請又は法第18条第 2 項（法第87条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査	建築物確認申請及び計画通知手数料	確認申請又は計画通知 1 件につき 30㎡以内のもの <u>5,000円</u>

				限る。以下「仕様基準による評価の場合」という。） であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき <u>22,000</u> 円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき <u>34,000</u> 円)				
			30㎡を超え100㎡以内のもの	<u>19,000円</u> (仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき <u>32,000</u> 円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき <u>43,000</u> 円)			30㎡を超え100㎡以内のもの	<u>9,000円</u>
			100㎡を超え200㎡以内のもの	<u>28,000円</u> (仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき			100㎡を超え200㎡以内のもの	<u>14,000円</u>

	<u>41,000</u> <u>円、一戸</u> <u>建ての住</u> <u>宅以外の</u> <u>ときは1</u> <u>件につき</u> <u>52,000</u> <u>円)</u>
200㎡を超え 300㎡以内の もの	<u>34,000円</u> <u>(仕様基</u> <u>準による</u> <u>評価の場</u> <u>合であっ</u> <u>て、当該</u> <u>建築物が</u> <u>一戸建て</u> <u>の住宅の</u> <u>ときは1</u> <u>件につき</u> <u>48,000</u> <u>円、一戸</u> <u>建ての住</u> <u>宅以外の</u> <u>ときは1</u> <u>件につき</u> <u>58,000</u> <u>円)</u>
300㎡を超え 1,000㎡以内 のもの	<u>63,000円</u> <u>(仕様基</u> <u>準による</u> <u>評価の場</u> <u>合であっ</u> <u>て、当該</u> <u>建築物が</u> <u>一戸建て</u> <u>の住宅の</u> <u>ときは1</u> <u>件につき</u> <u>77,000</u> <u>円、一戸</u> <u>建ての住</u> <u>宅以外の</u> <u>ときは1</u> <u>件につき</u> <u>101,000</u> <u>円)</u>
1,000㎡を超 え2,000㎡以 内のもの	<u>111,000円</u> <u>(仕様基</u> <u>準による</u> <u>評価の場</u> <u>合であっ</u>

200㎡を超え 500㎡以内の もの	<u>19,000円</u>
500㎡を超え 1,000㎡以内 のもの	<u>34,000円</u>
1,000㎡を超 え2,000㎡以 内のもの	<u>48,000円</u>

				447,000 円)
			50,000㎡を超えるもの	694,000円 (仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき708,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき852,000円)
2 略				
3	法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査	建築設備確認申請及び計画通知手数料	新たに建築設備の設置の確認を受けるとき。確認申請又は計画通知1件につき24,000円	
				確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置するとき。確認申請又は計画通知1件につき11,000円
4	法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請又は	工作物確認及び計画通知申請手数料	工作物を築造する場合	1件につき18,000円
			確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	1件につき8,000円

			50,000㎡を超えるもの	460,000円
2 略				
3	法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査	建築設備確認申請及び計画通知手数料	新たに建築設備の設置の確認を受けるとき。確認申請又は計画通知1件につき9,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)	
				確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置するとき。確認申請又は計画通知1件につき5,000円(小荷物専用昇降機については、3,000円)
4	法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請又は	工作物確認及び計画通知申請手数料	工作物を築造する場合	1件につき8,000円
			確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	1件につき4,000円

	法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査			
5	法第7条の3第4項又は法第18条第29項の規定に基づく建築物に関する中間検査	中間検査申請及び通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計が 30㎡以内のもの 1件につき <u>14,000円</u> 30㎡を超え100㎡以内のもの <u>16,000円</u> 100㎡を超え200㎡以内のもの <u>20,000円</u> 200㎡を超え300㎡以内のもの <u>22,000円</u> 300㎡を超え1,000㎡以内のもの <u>35,000円</u> 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの <u>51,000円</u> 2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの <u>105,000円</u> 10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの <u>168,000円</u> 50,000㎡を超えるもの <u>344,000円</u>	
6	法第7条第1項又は法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に	建築物完了検査申請及び通知手数料	完了検査申請又は通知 1件につき 30㎡以内のもの <u>26,000円</u> 30㎡を超え100㎡以内のもの <u>31,000円</u> 100㎡を超え200㎡以内のもの <u>41,000円</u> 200㎡を超え <u>51,000円</u>	

	法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査			
5	法第7条の3第4項又は法第18条第29項の規定に基づく建築物に関する中間検査	中間検査申請及び通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計が 30㎡以内のもの 1件につき <u>9,000円</u> 30㎡を超え100㎡以内のもの <u>11,000円</u> 100㎡を超え200㎡以内のもの <u>15,000円</u> 200㎡を超え500㎡以内のもの <u>20,000円</u> 500㎡を超え1,000㎡以内のもの <u>33,000円</u> 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの <u>45,000円</u> 2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの <u>100,000円</u> 10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの <u>160,000円</u> 50,000㎡を超えるもの <u>330,000円</u>	
6	法第7条第1項又は法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に	建築物完了検査申請及び通知手数料	完了検査申請又は通知 1件につき 30㎡以内のもの <u>10,000円</u> 30㎡を超え100㎡以内のもの <u>12,000円</u> 100㎡を超え200㎡以内のもの <u>16,000円</u> 200㎡を超え <u>22,000円</u>	

	係るものを除く。)		300㎡以内のもの	
			300㎡を超え1,000㎡以内のもの	65,000円
			1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	87,000円
			2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	218,000円
			10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	416,000円
			50,000㎡を超えるもの	706,000円
7	法第7条第1項又は法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（法第7条の3第1項に規定する特定工事を含む工事に係るものに限る。）	建築物完了検査申請及び通知手数料	完了検査申請又は通知1件につき	
			30㎡以内のもの	24,000円
			30㎡を超え100㎡以内のもの	28,000円
			100㎡を超え200㎡以内のもの	38,000円
			200㎡を超え300㎡以内のもの	47,000円
			300㎡を超え1,000㎡以内のもの	61,000円
			1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	83,000円
			2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	214,000円
			10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	412,000円
			50,000㎡を超えるもの	702,000円
8	法第87条の4において準用する法第7条第1項又は法第	建築設備完了検査申請及び	建築設備	1件につき38,000円

	係るものを除く。)		500㎡以内のもの	
			500㎡を超え1,000㎡以内のもの	36,000円
			1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	50,000円
			2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	120,000円
			10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	190,000円
			50,000㎡を超えるもの	380,000円
7	法第7条第1項又は法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（法第7条の3第1項に規定する特定工事を含む工事に係るものに限る。）	建築物完了検査申請及び通知手数料	完了検査申請又は通知1件につき	
			30㎡以内のもの	9,000円
			30㎡を超え100㎡以内のもの	11,000円
			100㎡を超え200㎡以内のもの	15,000円
			200㎡を超え500㎡以内のもの	21,000円
			500㎡を超え1,000㎡以内のもの	35,000円
			1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	47,000円
			2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	110,000円
			10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	180,000円
			50,000㎡を超えるもの	370,000円
8	法第87条の4において準用する法第7条第1項又は法第	建築設備完了検査申請及び	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	1件につき13,000円
			小荷物専用	1件につき

	18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	通知手数料	
9	法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査	工作物完了検査申請及び通知手数料	1件につき <u>30,000円</u>
10～48の4 略			
49	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号） <u>第11条の3第1項</u> に規定する書類の写しの交付	略	
50～53 略			
54	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 低炭素化促進法第54条第1項第1号の基準に適合することを証する書類（以下「低炭素基準適合証」という。）の添付がない低炭素建築物新築等計画 略 (2) 略
55・56 略			
57	<u>建築物のエネルギー消費性能に関する法律</u>	建築物	(1) ア 建築物エネルギー消費性能

	18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	通知手数料	昇降機	8,000円
9	法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査	工作物完了検査申請及び通知手数料	1件につき <u>9,000円</u>	
10～48の 4 略				
49	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号） <u>第11条の4第1項</u> に規定する書類の写しの交付	略		
50～53 略				
54	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) エネルギーの使用の合理化等に関する <u>法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）又は登録住宅性能評価機関のうち市長が認めたものが作成した低炭素化促進法第54条第1項第1号の基準に適合することを証する書類（以下「低炭素基準適合証」という。）の添付がない低炭素建築物新築等計画</u>	
			略	
			(2) 略	
55・56 略				
57	建築物のエネルギー消費性能に関する法律	建築物	(1)	ア 建築物エネルギー消費性能に係る調査・評価

エネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	エネルギー消費性能適合性判定手数料	1）及び（2）の部分ごとに規定する手数料の額を合算した額	）工場でない非住宅部分	ギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「消費性能等基準」という。）第1条第1項第1号イに基づきエネルギー消費性能の評価を行った場合	
				床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき <u>214,000円</u>
				床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき <u>346,000円</u>
				床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき <u>493,000円</u>
				床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	1件につき <u>608,000円</u>
床面積	1件につき				

				の合計 が 10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満 のもの	き <u>801,000</u> 円				の合計 が 10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満 のもの	き <u>718,000円</u>
				床面積 の合計 が 25,000 ㎡以上 のもの	1 件につ き <u>914,000</u> 円				床面積 の合計 が 25,000 ㎡以上 のもの	1 件につ き <u>820,000円</u>
				イ 消費性能等基 準第1条第1項 第1号ロに基づ きエネルギー消 費性能の評価を 行った場合					イ 消費性能等基 準第1条第1項 第1号ロに基づ きエネルギー消 費性能の評価を 行った場合	
				床面積 の合計 が300 ㎡未満 のもの	1 件につ き <u>91,000</u> 円				床面積 の合計 が300 ㎡未満 のもの	1 件につ き <u>82,000円</u>
				床面積 の合計 が300 ㎡以上 1,000 ㎡未満 のもの	1 件につ き116,000 円					
				床面積 の合計 が <u>1,000</u> ㎡以上 2,000 ㎡未満 のもの	1 件につ き <u>153,000</u> 円				床面積 の合計 が <u>300㎡</u> 以上 2,000 ㎡未満 のもの	1 件につ き <u>137,000円</u>
				床面積 の合計 が 2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満 のもの	1 件につ き <u>247,000</u> 円				床面積 の合計 が 2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満 のもの	1 件につ き <u>222,000円</u>
				床面積 の合計 が	1 件につ き <u>323,000</u> 円				床面積 の合計 が	1 件につ き

				5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 のもの				5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 のもの	290,000円
				床面積 の合計 が	1 件につ き388,000 円			床面積 の合計 が	1 件につ き 348,000円
				10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満 のもの				10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満 のもの	
				床面積 の合計 が	1 件につ き455,000 円			床面積 の合計 が	1 件につ き 409,000円
				25,000 ㎡以上 のもの				25,000 ㎡以上 のもの	
		(2	ア	消費性能等基 準第1条第1項 第1号イに基づ きエネルギー消 費性能の評価を 行った場合			(2	ア	消費性能等基 準第1条第1項 第1号イに基づ きエネルギー消 費性能の評価を 行った場合
			工	場				工	場
			で					で	
		あ	床面積	1 件につ るの合計	き24,000 円		あ	床面積	1 件につ るの合計
		非	が300	円			非	が300	円
		住	㎡未満				住	㎡未満	21,000円
		宅	のもの				宅	のもの	
		部	床面積	1 件につ の合計	き32,000 円		部	床面積	1 件につ の合計
		分	が300	円			分	が300	円
			㎡以上 1,000 ㎡未満 のもの					㎡以上 1,000 ㎡未満 のもの	
			床面積	1 件につ の合計	き45,000 円			床面積	1 件につ の合計
			が	円			が	円	
			1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満 のもの				1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満 のもの		40,000円
			床面積	1 件につ の合計	き107,000 円			床面積	1 件につ の合計
			が	円			が	円	

				2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満 のもの		2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満 のもの	96,000円
				床面積 の合計 が	1 件につ き158,000 円	床面積 の合計 が	1 件につ き
				5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 のもの		5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 のもの	141,000円
				床面積 の合計 が	1 件につ き195,000 円	床面積 の合計 が	1 件につ き
				10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満 のもの		10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満 のもの	175,000円
				床面積 の合計 が	1 件につ き241,000 円	床面積 の合計 が	1 件につ き
				25,000 ㎡以上 のもの		25,000 ㎡以上 のもの	216,000円
				イ 消費性能等基 準第1条第1項 第1号ロに基づ きエネルギー消 費性能の評価を 行った場合		イ 消費性能等基 準第1条第1項 第1号ロに基づ きエネルギー消 費性能の評価を 行った場合	
				床面積 の合計 が300 ㎡未満 のもの	1 件につ き20,000 円	床面積 の合計 が300 ㎡未満 のもの	1 件につ き
				床面積 の合計 が300 ㎡以上 1,000 ㎡未満 のもの	1 件につ き28,000 円		18,000円
				床面積 の合計 が	1 件につ き39,000 円	床面積 の合計 が	1 件につ き

[illegible]

	様・計算 併用のと き27,000 円、仕様 基準のと き18,000 円
床面積 の合計 が200 ㎡以上 のもの	1 件につ き標準計 算のとき 40,000 円、仕 様・計算 併用のと き29,000 円、仕様 基準のと き20,000 円
(4) 一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分の性能を判定に用いない場合にあっては、共用部分を除く。） で、消費性能等基準第1条第1項第2号に基づきエネルギー消費性能の評価を標準計算、仕様・計算併用、仕様基準のいずれかの方法で行った場合	
床面積 の合計 が300 ㎡未満 のもの	1 件につ き標準計 算のとき 72,000 円、仕 様・計算 併用のと き53,000 円、仕様 基準のと き34,000 円
床面積 の合計 が300 ㎡以上	1 件につ き標準計 算のとき 121,000

	る法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定による軽微な変更 ₍₁₎ に該当していることを証する書面の交付				
60	建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証するもの（以下「省エネ基準適合証」という。）の添付がないもの	認定に係る部分ごとの規定する手数	ア a 消費性能等基準第10条第2号に基づき、同号イ(1)及びロ(1)の組合せによって、エネルギー消費性能の評価を行った場合 1 床面積の合計 1件につき36,000円
	る法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更 ₍₁₎ に該当していることを証する書面の交付				
60	建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に係る認定及び第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能（以下「建築物エネルギー消費性能」という。）に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	(1) 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち市長が認めたものが作成した書類であって建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定を申請する場合にあつては、建築物省エネ法第35条第1項各号、建築物エネルギー消費性能に係る認定を申請する場合にあつては、建築物省エネ法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合することを証するもの（以下「省エネ基準適合証」という。）の添付がないもの	認定に係る部分ごとの規定する手数	ア a 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあつては、消費性能等基準第10条第2号イ及びロに基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあつては、消費性能等基準第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合 1 床面積の合計 1件につき

[illegible]

[illegible]

	m ² 以上 2,000m ² 未満のもの	円、仕様 基準のと き60,000 円
	床面積の 合計が 2,000m ² 以上 5,000m ² 未満 のもの	1件につ き仕様・ 計算併用 のとき 156,000 円、仕様 基準のと き108,000 円
	床面積の 合計が 5,000m ² 以上の もの	1件につ き仕様・ 計算併用 のとき 228,000 円、仕様 基準のと き163,000 円
イ 非 住 宅 部 分	a 消費性能等 基準第10条第 1号イ(1)及 びロ(1)に基 づき、エネル ギー消費性能 の評価を行っ た場合	
	非住 宅部	1件につ き

	m ² 以上 2,000m ² 未満のもの	52,000円
	床面積の 合計が 2,000m ² 以上 5,000m ² 未満 のもの	1件につ き 94,000円
	床面積の 合計が 5,000m ² 以上の もの	1件につ き 143,000円
イ 非 住 宅 部 分	a 建築物エネ ルギー消費性 能向上計画に 係る認定にあ っては、消費 性能等基準第 10条第1号イ (1)及びロ (1)に基 づき、建築物エ ネルギー消費 性能に係る認 定において は、消費性能 等基準第1条 第1項第1号 イに基づき、 エネルギー消 費性能の評価 を行った場合	
	非住 宅部	1件につ き

分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	き <u>238,000</u> 円
非住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1 件につ き <u>385,000</u> 円
非住宅部分の床面積の合計が 2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	1 件につ き <u>550,000</u> 円
非住宅部分の床面積の合計が 5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満のもの	1 件につ き <u>678,000</u> 円

分の床面積の合計が 300㎡未満のもの	<u>208,000円</u>
非住宅部分の床面積の合計が 300㎡以上 2,000㎡未満のもの	1件につき <u>337,000円</u>
非住宅部分の床面積の合計が 2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき <u>481,000円</u>
非住宅部分の床面積の合計が 5,000㎡以上 10,000㎡	1件につき <u>592,000円</u>

未満のもの	
非住宅部分の床面積の合計が 10,000m ² 以上 25,000m ² 未満のもの	1 件につき <u>801,000 円</u>
非住宅部分の床面積の合計が 25,000m ² 以上のもの	1 件につき <u>914,000 円</u>
b 消費性能等基準第10条第1号イ(2)及びロ(2)に基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合	
非住	1 件につ

未満のもの	
非住宅部分の床面積の合計が 10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	1 件につき <u>700,000円</u>
非住宅部分の床面積の合計が 25,000㎡以上のもの	1 件につき <u>799,000円</u>
b <u>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあっては、消費性能等基準第10条第1号イ(2)及びロ(2)に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあっては、消費性能等基準第1条第1項第1号ロに基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合</u>	
非住	1 件につ

宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	き <u>91,000</u> 円
非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	1 件につき <u>153,000</u> 円
非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1 件につき <u>247,000</u> 円
非住宅部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	1 件につき <u>323,000</u> 円

宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	き <u>80,000</u> 円
非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	1 件につき <u>134,000</u> 円
非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1 件につき <u>216,000</u> 円
非住宅部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	1 件につき <u>282,000</u> 円

00m ² 未満 のもの	
非住 宅部 分の 床面 積の 合計 が 10,0 00m ² 以上 25,0 00m ² 未満 のもの	1 件につ き <u>388,000</u> 円
非住 宅部 分の 床面 積の 合計 が 25,0 00m ² 以上 のもの	1 件につ き <u>455,000</u> 円

(2) 省エネ基準適合
証の添付があるもの

認定に係るア及びイ	a 消費性能等基準第10条第2号に基づき、<u>同号イ(1)及びロ(1)の組合せによって、エネルギー消費性能の評価を行った場合</u>
-----------	--

00㎡未満のもの	1 件につき
非住宅部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	<u>339,000円</u>
非住宅部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	1 件につき
	<u>398,000円</u>

(2) 省エネ基準適合
証の添付があるもの

認定に係るア及びイの部分ごと	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあっては、消費性能等基準第10条第2号イ及びロに基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあっては、消費性能等基準第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合
----------------	---

る 手 数 料 の 額 を 合 算 し た 額	1 戸 建 て の 住 宅	1 件につき 5,000円	
	共 同 住 宅	床面 積の 合計 が 300 ㎡未 満の もの	1 件につ き10,000 円
		床面 積の 合計 が 300 ㎡以 上 2,00 0㎡未 満の もの	1 件につ き21,000 円
		床面 積の 合計 が 2,00 0㎡以 上 5,00 0㎡未 満の もの	1 件につ き47,000 円
		床面 積の 合計 が 5,00 0㎡以 上の もの	1 件につ き84,000 円
	b 消費性能等基 準第10条第2号 に基づき、同号		

る 手 数 料 の 額 を 合 算 し た 額	1 戸 建 て の 住 宅	1 件につき 4,000円	
	共 同 住 宅	床面 積の 合計 が 300 ㎡未 満の もの	1 件につ き9,000円
		床面 積の 合計 が 300 ㎡以 上 2,00 0㎡未 満の もの	1 件につ き18,000円
		床面 積の 合計 が 2,00 0㎡以 上 5,00 0㎡未 満の もの	1 件につ き41,000円
		床面 積の 合計 が 5,00 0㎡以 上の もの	1 件につ き74,000円
	b 消費性能等基 準第1条第1項 第2号イ(2)又		

イ(1)及びロ(1)以外の組合せによって、エネルギー消費性能の評価を行った場合		
1戸建ての住宅	1件につき 5,000円	
共同住宅（共用部分を含む。300㎡以上2,000㎡未満のもの）	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき10,000円
	床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき21,000円
	床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき47,000円
	床面積の合計が5,000㎡以上のもの	1件につき84,000円

は(3)及びロ (2)又は(3)に 基づき建築物エ ネルギー消費性 能に係る認定に 係る部分のエネ ルギー消費性能 の評価を行った 場合		
1 戸 建 て の 住 宅	1 件につき	<u>4,000円</u>
共同 住宅 (共用 部分 を 含む 。)	床面 積の 合計 が 300 ㎡未 満の もの	1 件につ き <u>9,000円</u>
	床面 積の 合計 が 300 ㎡以 上 2,00 0㎡ 未満 の もの	1 件につ き <u>18,000円</u>
	床面 積の 合計 が 2,00 0㎡ 以上 5,00 0㎡ 未満 の もの	1 件につ き <u>41,000円</u>
	床面 積の 合計	1 件につ き

		が 5,000㎡ 以上のもの							が 5,000㎡ 以上のもの	74,000円
	イ 非住宅部分	a 消費性能等基準第10条第1号イ(1)及びロ(1)に基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合						イ 非住宅部分	a <u>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあつては、消費性能等基準第10条第1号イ(1)及びロ(1)に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあつては、消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合</u>	
		非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき <u>10,000円</u>					非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき9,000円	
		非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	1件につき <u>28,000円</u>					非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未	1件につき <u>25,000円</u>	

のもの	
非住宅部分の床面積の合計が 2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき <u>84,000円</u>
非住宅部分の床面積の合計が 5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	1件につき <u>133,000円</u>
非住宅部分の床面積の合計が 10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	1件につき <u>168,000円</u>
非住宅部分の床面	1件につき <u>210,000円</u>

のもの	非住宅部分の床面積の合計が 2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき <u>74,000円</u>
のもの	非住宅部分の床面積の合計が 5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	1件につき <u>116,000円</u>
のもの	非住宅部分の床面積の合計が 10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	1件につき <u>147,000円</u>
のもの	非住宅部分の床面	1件につき 184,000円

				積の 合計 が 25,0 00㎡ 以上 のも の				積の 合計 が 25,0 00㎡ 以上 のも の	
				b 消費性能等 基準第10条第 1号イ(2)及 びロ(2)に基 づき、エネル ギー消費性能 の評価を行っ た場合				b <u>建築物エネ ルギー消費性 能向上計画に 係る認定にあ つては、消費 性能等基準第 10条第1号イ (2)及びロ (2)に、<u>建築 物エネルギー 消費性能に係 る認定にあつ ては、消費性 能等基準第1 条第1項第1 号ロに基づき エネルギー消 費性能の評価 を行った場合</u></u>	
				非住 宅部 分の 床面 積の 合計 が 300 ㎡未 満の もの	1 件につ き <u>10,000 円</u>			非住 宅部 分の 床面 積の 合計 が 300 ㎡未 満の もの	1 件につ き <u>9,000円</u>
				非住 宅部 分の 床面 積の 合計 が 300 ㎡以 上 2,00 0㎡ 未満	1 件につ き <u>28,000 円</u>			非住 宅部 分の 床面 積の 合計 が 300 ㎡以 上 2,00 0㎡ 未満	1 件につ き <u>25,000円</u>

						のもの	
						非住宅部分の床面積の合計が 2,000m ² 以上 5,000m ² 未満のもの	1 件につき <u>84,000</u> 円
						非住宅部分の床面積の合計が 5,000m ² 以上 10,000m ² 未満のもの	1 件につき <u>133,000</u> 円
						非住宅部分の床面積の合計が 10,000m ² 以上 25,000m ² 未満のもの	1 件につき <u>168,000</u> 円
						非住宅部分の床面	1 件につき <u>210,000</u> 円

					のもの	
					非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 74,000円
					非住宅部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	1件につき 116,000円
					非住宅部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	1件につき 147,000円
					非住宅部分の床面積の合計が25,000㎡以上50,000㎡未満のもの	1件につき 184,000円

				積の 合計 が 25,0 00㎡ 以上 のも の				積の 合計 が 25,0 00㎡ 以上 のも の	
61	建築物省エネ法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	略			61	建築物省エネ法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	略		
62	建築物省エネ法第30条第2項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	略			62	建築物省エネ法第35条第2項（建築物省エネ法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	略		
備考 1・2 略					備考 1・2 略				

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後にあった申請又は通知について適用し、同日前にあった申請又は通知については、なお従前の例による。